

# 令和5年度昭島市立成隣小学校いじめ防止基本方針

令和5年3月1日

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止対策推進法の施行を受け、第13条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられており、本校の児童一人一人が安心した学校生活を送ることができるよう、学校いじめ防止基本方針を策定した。

## 1 いじめとは

「いじめ」とは、本校の児童に対し、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であり、これらの行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ対応のための学校組織

- ・校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。
- ・構成は、校長、副校長、生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

## 3 いじめの未然防止

### 《学校全体》

- ・全校朝会の校長講話をはじめ、日常的なあらゆる機会を通して、全職員がいじめ未然防止・早期発見に努めることで、「いじめは人間として絶対に許されない」「助けを求めるることは弱さではない」という理念を学校全体に浸透させる。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・いじめの未然防止に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、児童会による挨拶運動や敬称(くん・さん)付けの啓発運動など)
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員間の共通理解を図り、実践力を高める。
- ・児童がいつでも誰にでも相談できる校内体制の充実を図る。
- ・セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等でネット上のいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・「いじめ問題」の解決に向け、学校・家庭・地域の連携の必要性を、学校便り、道徳授業地区公開講座、学校評議員会等で伝え、理解と協力をお願いする。

### 《学級担任等》

- ・「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・児童一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。
- ・児童が学級のルールを守ることができるように、規範意識の醸成に努める。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

## 4 早期発見のための措置

### 《学校全体》

- ・ 6月・11月・2月にいじめに関する調査を実施し、その結果を「校内いじめ対策委員会」で分析して、学校としての対応や取組を協議する。
- ・ 児童及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備し、養護教諭やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口等について周知する。
- ・ 全教職員で、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気付いたことを共有する場を設ける。(休み時間・放課後の児童との雑談や行動観察、日記等を活用等)
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、保護者からも情報を収集する。

## 5 いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

### ○ いじめ発見時の初期対応

- ① 「いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する
  - ・ いじめの情報を受けたときは、「いじめ対策委員会」が迅速かつ正確な情報把握に努める。
  - ・ 把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。
- ② 被害児童・生徒、加害児童・生徒、周囲の児童・生徒への指導・支援体制を組む
  - ・ 被害児童・生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
  - ・ 加害児童・生徒に対する組織的・継続的な観察や指導を行う。
  - ・ いじめを報告した児童・生徒の安全を確保するための取組を徹底する。
- ③ 教育委員会・関係機関との連携を進める
  - ・ 「いじめ対策委員会」を通じて、昭島市教育委員会に報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
  - ・ 「いじめ対策委員会」を通じて、教育相談室や警察署、児童相談所等関係諸機関と情報を共有し、対応策を協議する。
- ④ 保護者・地域と連携して早期解決に向け協力を依頼する
  - ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
  - ・ PTAと連携したり、地域の方々に協力を依頼したりする等の具体的な取組を通して、保護者に働きかけるとともに、多くの大人に見守られているという安心感を児童・生徒に与える。

### ○ 重大事態への対処

- ・ 重大事態の発生を昭島市教育委員会に速やかに報告し、教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応に当たる。
- ・ 昭島市教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会により、事実関係を明確にするための調査や該当児童・生徒、保護者等への対応等に当たる。

いじめについての  
組織的な対応の流れ

## いじめの未然防止・予防運動

### いじめ認知(重大事態含)

学校

#### 学校いじめ対策委員会

構成  
校長 副校長 主幹教諭 生活指導主任  
養護教諭 生活指導部  
スクールカウンセラー 関係教諭 等

##### ◇事実確認・情報収集

- ・調査方針・調査方法の確認
- ・昭島市教育委員会への報告と連携

職員会議  
等  
(全教職員)

情報共有  
指導・支援

被害児童

- ・安全の確保
- ・不安の除去
- ・寄り添い支える体制
- ・自尊感情を高める

加害児童

- ・行為の責任を自覚
- ・別室での指導等
- ・いじめの背景に目を  
向けた指導

##### ◇指導方針・指導体制確立

- ・被害児童の保護・ケア
- ・加害児童への働きかけ・  
指導
- ・関係機関との連携
- ・保護者・地域との連携

##### ◇指導、対応の継続・ 経過観察等

東京都教育委員会  
多摩教育事務所

報告

助言

いじめ問題  
防止会議

報告

具申

報告

連携

指導  
助言  
指示

情報提供

昭島市教育委員会

昭島市  
いじめ問題  
対策委員会

関係諸機関

- 医療機関
- 警察署
- 教育相談室
- 福祉機関

昭島市いじめ問題第三者調査委員会

再調査

地域との連携  
・民生・児童委員  
に見守り、巡回等  
依頼

##### 保護者との連携

- ・PTA の活用
- ・緊急保護者会の開催

◇事後観察・支援の継続  
◇学校評価による取組の  
分析、改善

### いじめの解消(収束)

- ・被害児童がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好  
となっている。